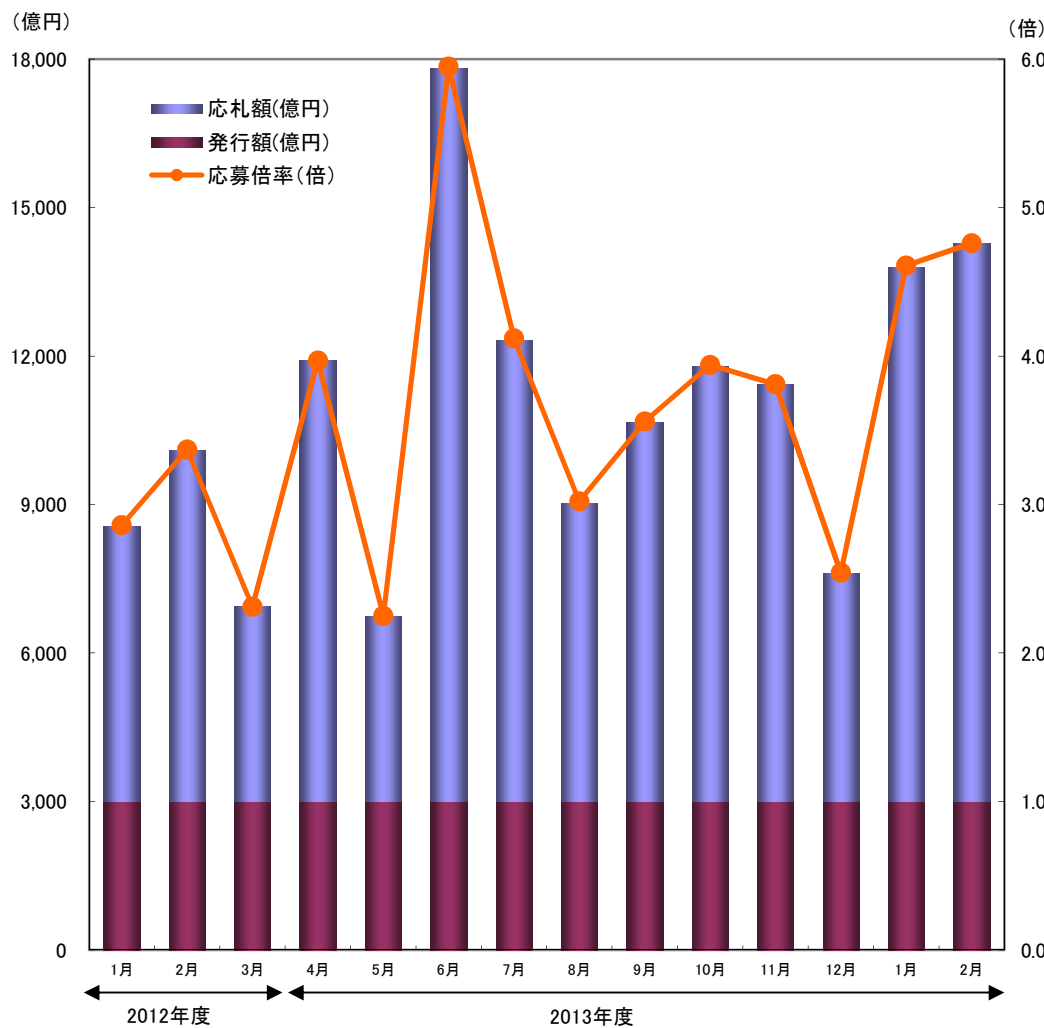
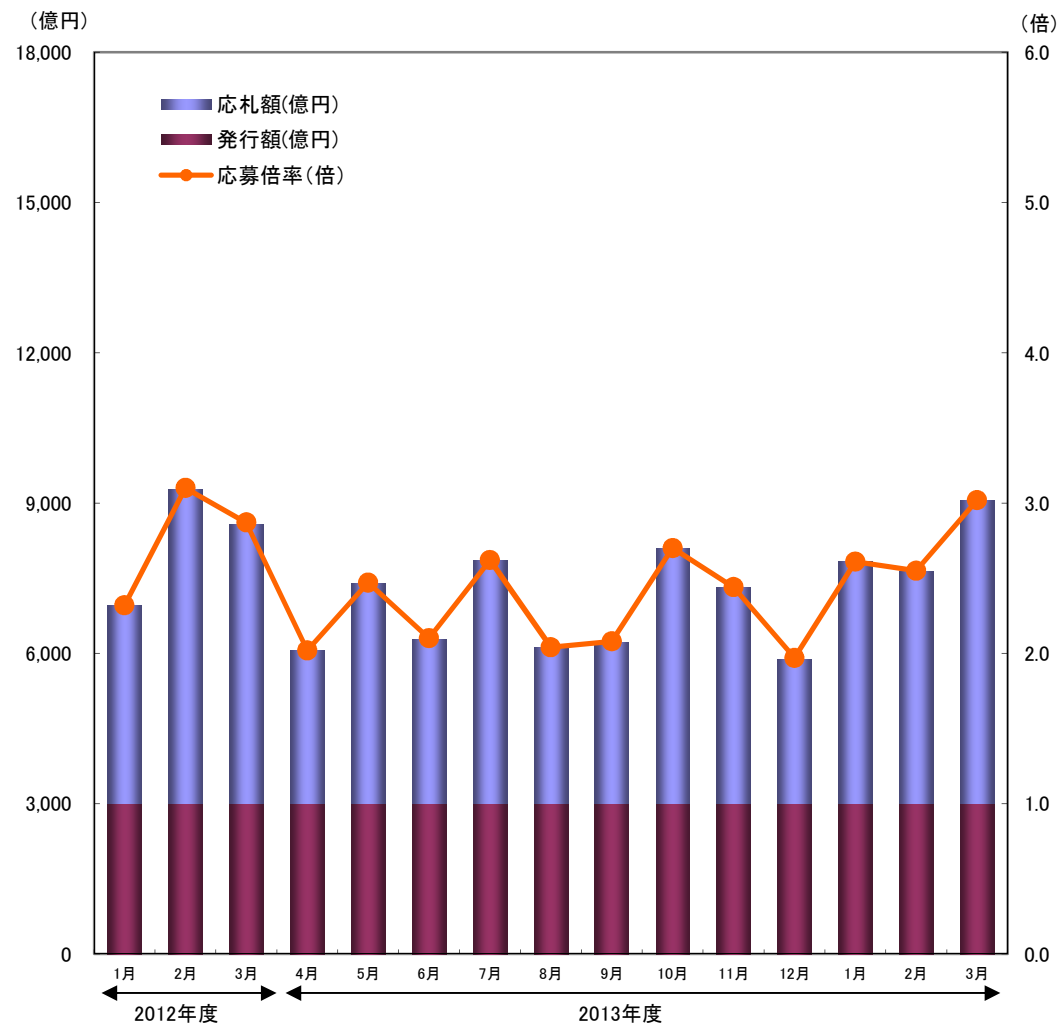


流動性供給入札の結果(発行・応募額)

①残存5年超15.5年以下ゾーン



②残存15.5年超39年未満ゾーン



※2013年6月までは残存15.5年超29.5年未満ゾーン

流動性供給入札の結果

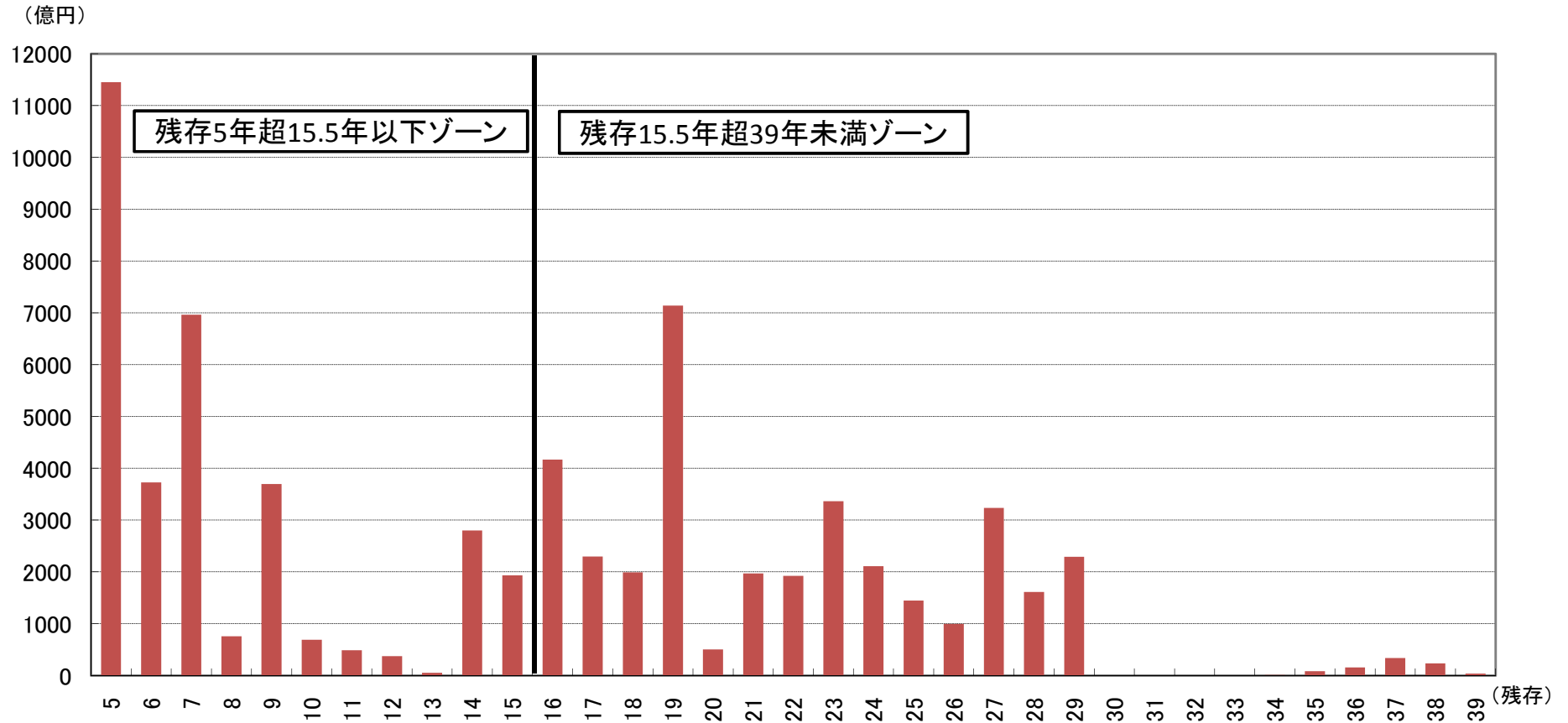
①残存5年超15.5年以下ゾーン

	入札日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	応募倍 率 (倍)	募入平均 利回較差 (%)	募入最大 利回較差 (%)	テール (bp)
第152回	H25.10.18	11,787	2,995	3.94	▲ 0.018	▲ 0.018	0.0
第154回	H25.11.22	11,437	2,999	3.81	▲ 0.002	▲ 0.001	0.1
第156回	H25.12.19	7,615	2,997	2.54	▲ 0.007	▲ 0.002	0.5
第158回	H26.1.28	13,804	2,992	4.61	▲ 0.014	▲ 0.013	0.1
第160回	H26.2.21	14,280	2,997	4.76	▲ 0.009	▲ 0.007	0.2

②残存15.5年超39年未満ゾーン

	入札日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	応募倍 率 (倍)	募入平均 利回較差 (%)	募入最大 利回較差 (%)	テール (bp)
第151回	H25.10.3	8,101	2,998	2.70	0.000	0.001	0.1
第153回	H25.11.1	7,310	2,994	2.44	▲ 0.003	0.004	0.7
第155回	H25.12.3	5,877	2,984	1.97	0.004	0.007	0.3
第157回	H26.1.17	7,833	2,996	2.61	▲ 0.003	0.004	0.7
第159回	H26.2.12	7,640	2,993	2.55	0.013	0.015	0.2
第161回	H26.3.12	9,050	2,996	3.02	▲ 0.001	0.004	0.5

流動性供給入札における残存期間別発行額(25年度)



(注) 3月12日までに実施した流動性供給入札の結果を反映。

平成 26 年 4-6 月の流動性供給入札の実施案

下表に記載する銘柄の中から国債市場特別参加者へのアンケート結果に基づき選定した銘柄(各ゾーン 60 銘柄ずつ)を対象とする。選定は入札の都度実施し、各入札の 1 週間前発表時に対象銘柄を公表する。

対 象		26 年 4 月	26 年 5 月	26 年 6 月
残存 5 年超 15.5 年以下 ゾーン	【4 月・5 月・6 月】 10 年 301 回～332 回 20 年 43 回～113 回 30 年 1 回	4,000 億円	4,000 億円	4,000 億円
残存 15.5 年超 39 年未満 ゾーン	【4 月・5 月】 20 年 114 回～147 回 30 年 2 回～41 回 40 年 1 回～5 回 【6 月】 20 年 114 回～147 回 30 年 2 回～41 回 40 年 1 回～6 回	3,000 億円	3,000 億円	3,000 億円

- ※ 残存期間は、四半期の初日(4 月 1 日)を起算点として計算。
- ※ 対象銘柄を新規発行銘柄以外の全銘柄に拡大。
- ※ 各入札において 3%の応札責任を設定。なお、本入札における応札額は、従来通り、四半期ごとに通知する応札順位の対象に含まない。

国債市場特別参加者制度運営基本要領 新旧表

現 行	変更後（平成 26 年 4 月 1 日改訂案）
第 2 国債市場特別参加者の指定 1 指定基準 （略） (1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、それぞれの入札（第 4・5 の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（以下「第Ⅱ非価格競争入札」という。）及び第 4・6 の流動性供給入札（以下「流動性供給入札」という。）を除く。以下同じ。）において、相応な価格で、発行予定額（それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。）の 3%以上に相当する額を応札していること。 (2) 申請の日の直近 2 四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる 4 つの区分ごとの国債の発行総額（当該国債について入札の方法により発行した発行額の合計額とする。以下同じ。）の合計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額（当該国債の入札における落札額（第Ⅱ非価格競争入札及び流動性供給入札による落札額を除く。）の合計額とする。以下同じ。）の合計額の占める割合が、それぞれ以下に定める割合以上となるよう落札していること。 （略）	第 2 国債市場特別参加者の指定 1 指定基準 （略） (1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、それぞれの入札（第 4・5 の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（以下「第Ⅱ非価格競争入札」という。）を除く。以下同じ。）において、相応な価格で、発行予定額（それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。）の 3%以上に相当する額を応札していること。 (2) 申請の日の直近 2 四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる 4 つの区分ごとの国債の発行総額（当該国債について入札の方法により発行した発行額の合計額とする。以下同じ。）の合計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額（当該国債の入札における落札額（第Ⅱ非価格競争入札及び第 4・6 の流動性供給入札による落札額を除く。）の合計額とする。以下同じ。）の合計額の占める割合が、それぞれ以下に定める割合以上となるよう落札していること。 （略）